

第4編 人事(大月都留広域事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例)

○大月都留広域事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

改正 昭和63年7月11日条例第4号 (昭和56年12月21日条例第4号)
令和元年11月29日条例第5号 平成11年10月1日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(大月都留広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第5号)第17条第1項、第2項若しくは第3項に規定する報酬及び第18条に規定する特殊勤務に係る報酬(月給で支給されるものに限る。))又は第31条の規定により定められた報酬の額をいう。))の10分の1以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約の一部を改正する規約(昭和63年規約第1号)の施行の日から適用する。

附 則(平成11年10月1日条例第4号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(令和元年11月29日条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。